

添付法令資料 4 :

事業実施の加速に関する 2017 年 9 月 22 日付インドネシア共和国大統領規程 No.91

(目次)

同月 26 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 第 1 段階
 - 第 1 節 職務単位 (第 3 条)
 - 第 2 節 国家の職務単位 (第 4 条ないし第 7 条)
 - 第 3 節 省／機関の職務単位 (第 8 条ないし第 10 条)
 - 第 4 節 州の職務単位 (第 11 条ないし第 13 条)
 - 第 5 節 県／市の職務単位 (第 14 条ないし第 16 条)
 - 第 6 節 特別経済区における事業許可の加速 (第 17 条ないし第 19 条)
 - 第 7 節 自由貿易区及び自由港における事業許可の加速 (第 20 条ないし第 22 条)
 - 第 8 節 工業団地及び国家観光戦略区における事業許可の加速 (第 23 条ないし第 25 条)
 - 第 9 節 特別経済区、自由貿易区及び自由港、工業団地並びに国家観光戦略区外における事業許可の加速 (第 26 条及び第 27 条)
- 第 3 章 第 2 段階
 - 第 1 節 事業許可に係る規定の改正 (第 28 条ないし第 30 条)
 - 第 2 節 電子的な統合事業許可システム (オンライン単一申請) (第 31 条ないし第 34 条)
- 第 4 章 事業許可に係る監督及びサービス実績評価 (第 35 条及び第 36 条)
- 第 5 章 行政制裁 (第 37 条及び第 38 条)
- 第 6 章 雑則 (第 39 条)
- 第 7 章 経過規定 (第 40 条)
- 第 8 章 終則 (第 41 条)